



## 「二次相続」まで視野に入れての相続対策

### ●「二次相続」とは？

一次相続とは、両親の最初の相続を指し、通常は「父親の相続」となることが多く、二次相続とはその次の相続の事で、通常は「母親の相続」を指します。相続対策をお考えの際には一次相続だけでは不十分なこともあり、二次相続までを含めてトータルで考えることが重要です。

### ●なぜ「一次相続」の対策だけでは不足なのか？

#### ①相続税の配偶者控除

一次相続では、相続税は、配偶者（母親）が相続する財産については「配偶者控除」が適用されます。「配偶者控除」とは、母親が引き継ぐ財産のうち1億6,000万円が法定相続分のどちらか大きい金額までは相続税がかからないという制度です。

しかし、次に母親が亡くなった場合（二次相続）には「配偶者控除」は適用されず、相続税の金額が増えてしまいます。

#### ②小規模宅地等の特例

この特例により、一次相続では配偶者がマイホームを引き継いだ場合、330㎡を限度として土地の評価額を80%減額できます。しかし、二次相続で、親と別居し、かつ自分の持ち家のある子がその土地を取得した場合には適用されません。

#### ③基礎控除額が1人分減る

二次相続では、一次相続と比べ基礎控除額が600万円減ってしまいます。また法定相続人の数が1人減ると税率が上がる場合もあります。

このように一次相続と二次相続をトータルで考えますと、必ずしも母親が財産を多く取得するのが有利とはいえないケースがあるのです。

### ●どのような「配分」が有利なのか具体的に計算

たとえば、下記の一次相続で考えてみましょう。

被相続人：父親 父親の財産：5億円

相続人：母親と子2人

母親のももとの財産：1億円

次の図は、2回の相続で相続税額の合計がどうなるかを算出したものです。（単位：千円）

※①	一次相続の税額		二次相続の税額（子）	合計税額
	配偶者	配偶者以外		
0%	0	131,100	7,700	138,800
<b>10%</b>	<b>0</b>	<b>117,990</b>	<b>18,400</b>	<b>136,390</b>
30%	0	91,770	49,200	140,970
50%	0	65,550	89,200	154,750
80%	39,330	26,220	152,100	217,650

※① 一次相続で、母親が取得した財産の割合

このケースでは、一次相続で母親が父親の財産の10%を取得すると一次相続と二次相続の税額合計が最も少なくなります。

### ●その他、どのような対策が考えられるか？

#### ①生前贈与を行う

早い段階から両親の生前贈与を早くから行うことで、相続財産を減らす事が可能になります。

#### ②お孫さんを養子縁組する

養子縁組により相続人が増える事で、相続税の基礎控除額が600万円増加します。また法定相続分も変わるため、税率が低くなる場合もあります。

#### ③「小規模宅地等の特例」を受けるために

親と別居の子が特例を受ける事を想定するのであれば、相続発生前から親と同居する必要があります。また子に持ち家がある場合には相続発生前3年前からその持ち家には住まない事にしなければなりません。早めに対応が出来ます。

#### ④生命保険による節税対策

生命保険金は、法定相続人の数×500万円が非課税になります。納税資金対策にもなりますので2回の相続による納税を想定しての早めの加入をお勧めします。（眞崎 正剛）